

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

旧	新
<p>VI-3-3-4 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の租税特別措置法第83条の2第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、信託会社等が租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用を受けることができる日は、特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>イ. 信託会社等からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式 VI-12によるものとする。</p> <p>ロ. 当該申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。</p> <p><u>また、申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</u></p> <p><u>(注) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意すること。</u></p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p><u>a. 建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合の記載があること。</u></p> <p><u>b. ～ d. (略)</u></p> <p>(新設)</p>	<p>VI-3-3-4 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の租税特別措置法第83条の2第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、信託会社等が租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用を受けることができる日は、特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>イ. 信託会社等からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式 VI-12によるものとする。</p> <p>ロ. 当該申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>a. ～ c. (略)</u></p> <p>ニ. <u>証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

旧	新
<p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の地方税法附則第11条第4項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第5項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ.・ロ. (略)</p> <p>(2) 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の租税特別措置法第83条の2第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、投資法人が租税特別措置法第83条の2第3項の規定の適用を受けることができる日は、特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>イ. 投資法人からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式 VI-15によるものとする。</p> <p>ロ. 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。</p> <p>また、申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載のある場合</p>	<p>平成27年法律第9号) 附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合は、以下の対応を行うこと。</p> <p>a. <u>申請書に、倉庫以外の床面積の割合の記載があることを確認するものとする。</u></p> <p>b. <u>倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</u></p> <p>(注) <u>建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用が無い</u>ため、<u>証明書の発行は行わないことに留意すること。</u></p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の地方税法附則第11条第4項に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行令附則第7条第5項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ.・ロ. (略)</p> <p>(2) 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の租税特別措置法第83条の2第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための<u>租税特別措置法施行規則</u>第31条の5第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、投資法人が租税特別措置法第83条の2第3項の規定の適用を受けることができる日は、特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>イ. 投資法人からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式 VI-15によるものとする。</p> <p>ロ. 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。</p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

旧	新
<p><u>は、倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</u></p> <p><u>（注）建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2第3項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意すること。</u></p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p><u>a. 建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合の記載があること。</u></p> <p><u>b. ～ e. （略）</u></p> <p>（新設）</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の地方税法附則第11条第5項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための<u>同法施行令附則第7条第7項</u>に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ. ・ロ. （略）</p>	<p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>（削除）</p> <p><u>a. ～ d. （略）</u></p> <p>ニ. <u>証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、以下の対応を行うこと。</u></p> <p><u>a. 申請書に、倉庫以外の床面積の割合の記載があることを確認するものとする。</u></p> <p><u>b. 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</u></p> <p><u>（注）建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2第3項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意すること。</u></p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の地方税法附則第11条第5項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための<u>地方税法施行令附則第7条第7項</u>に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ. ・ロ. （略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

旧	新
<p>(別紙様式VI-12) (投資信託) (登録免許税) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商号(会社名) 取締役 (氏名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。） ：別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。） <p>：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</p> <p>：運用報告書（直近期）</p> <p>：租税特別措置法第83条の2第2項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式VI-13により作成のうえ添付すること。）</p> <hr/>	<p>(別紙様式VI-12) (投資信託) (登録免許税) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商号(会社名) 取締役 (氏名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。） ：別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、倉庫以外の床面積を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。） <p>：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</p> <p>：運用報告書（直近期）</p> <p>：租税特別措置法第83条の2第2項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式VI-13により作成のうえ添付すること。）</p> <hr/>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

旧	新																				
証 明 書	証 明 書																				
<p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は、同項第1号ロに規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託である。（当該投資信託が委託者非指図型投資信託である場合にあっては、「なお、当該投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託である。」と記載するものとする。）</p> <p>2. 当該不動産の取得は、法第83条の2第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p style="padding-left: 40px;">当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2第2項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、分の である。（別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合に限り記載するものとし、倉庫と記載のない場合にあっては、4を記載しないものとする。）</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 ○○ ○○</p>	<p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は、同項第1号ロに規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託である。（当該投資信託が委託者非指図型投資信託である場合にあっては、「なお、当該投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託である。」と記載するものとする。）</p> <p>2. 当該不動産の取得は、法第83条の2第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p style="padding-left: 40px;">当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2第2項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、分の である。（別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合に限り記載するものとする。）</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 ○○ ○○</p>																				
(別 紙)	(別 紙)																				
[不動産の表示]	[不動産の表示]																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>土地の所在</th> <th>地 番</th> <th>地 目</th> <th>地 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> </tbody> </table>	土地の所在	地 番	地 目	地 積				㎡	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>土地の所在</th> <th>地 番</th> <th>地 目</th> <th>地 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> </tbody> </table>	土地の所在	地 番	地 目	地 積				㎡				
土地の所在	地 番	地 目	地 積																		
			㎡																		
土地の所在	地 番	地 目	地 積																		
			㎡																		
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建物の所在</th> <th>家屋番号</th> <th>種 類</th> <th>構 造</th> <th>床 面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> </tbody> </table>	建物の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積					㎡	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建物の所在</th> <th>家屋番号</th> <th>種 類</th> <th>構 造</th> <th>床 面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> </tbody> </table>	建物の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積					㎡
建物の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積																	
				㎡																	
建物の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積																	
				㎡																	
(注) 表示の内容については、いずれも登記記録に記載されている事項に合わせて記載する。	(注) 表示の内容については、いずれも登記記録に記載されている事項に合わせて記載する。																				

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

(別紙様式VI-15) (投資法人) (登録免許税) (日本工業規格A4)

証明申請書

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

申請者 住 所
商 号(投資法人名)
執行役員 (氏 名) 印

申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第3項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：投資法人規約（写）

- ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの）
- ：不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）
- ：別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。）

- ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面
- ：資産運用報告書（直近期）
- ：租税特別措置法第83条の2第3項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式VI-13により作成のうえ添付すること。）

(別紙様式VI-15) (投資法人) (登録免許税) (日本工業規格A4)

証明申請書

年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

申請者 住 所
商 号(投資法人名)
執行役員 (氏 名) 印

申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2第3項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：投資法人規約（写）

- ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの）
- ：不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。）
- ：別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、倉庫以外の床面積を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。）

- ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面
- ：資産運用報告書（直近期）
- ：租税特別措置法第83条の2第3項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式VI-13により作成のうえ添付すること。）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

証 明 書

1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2第3項第1号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たす投資法人である。
2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、法第83条の2第3項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。
 - (1) 同号イに該当する割合 100分の
 - (2) 同号ロに該当する割合 100分の
当該不動産取得前の割合 100分の
3. 申請者の上記2. にかかると特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2第3項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。
4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、 分の である。
(別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合に限り記載するものとし、倉庫と記載のない場合にあっては、4を記載しないものとする。)

以上のとおり証明する。

年 月 日

〇〇財務（支）局長 〇〇 〇〇

(別 紙)

[不動産の表示]

土地の所在	地 番	地 目	積
			m ²

建物の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積
				m ²

(注) 表示の内容については、いずれも登記記録に記録されている事項に合わせて記載する。

証 明 書

1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2第3項第1号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たす投資法人である。
2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、法第83条の2第3項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。
 - (1) 同号イに該当する割合 100分の
 - (2) 同号ロに該当する割合 100分の
当該不動産取得前の割合 100分の
3. 申請者の上記2. にかかると特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2第3項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。
4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、 分の である。
(別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合に限り記載するものとする。)

以上のとおり証明する。

年 月 日

〇〇財務（支）局長 〇〇 〇〇

(別 紙)

[不動産の表示]

土地の所在	地 番	地 目	積
			m ²

建物の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積
				m ²

(注) 表示の内容については、いずれも登記記録に記録されている事項に合わせて記載する。